

業庫第29号(例)
2026年6月15日

代理店 御中

日本銀行業務局

「日本銀行代理店国庫金事務取扱手続」等の一部改正に関する件

「出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律」(令和6年法律第59号)の施行に伴い、下記の諸規程の一部を別紙1および2のとおり改正し、本日から実施することとしましたので、通知します。

なお、本件改正は、在留カードに個人番号カードとしての機能を付加するための措置が講じられた特定在留カードおよび特別永住者証明書に個人番号カードとしての機能を付加するための措置が講じられた特定特別永住者証明書の発行が開始されることに伴い、本人確認の際に、コピー等により特定在留カードおよび特定特別永住者証明書に記載された個人番号の収集を行わない旨の注意事項を追加するものです。

記

1. 「日本銀行代理店国庫金事務取扱手続」……………別紙1
2. 「日本銀行代理店政府有価証券事務取扱手続」……………別紙2

以上

「日本銀行代理店国庫金事務取扱手続」中一部改正

- 国庫金編 特殊3 1. の注意事項(右ページ)①の表中「個人番号カード」を「個人番号カード、特定在留カード(表面に「個人番号カード」および「在留カード」の文言があるもの)、特定特別永住者証明書(表面に「個人番号カード」および「特別永住者証明書」の文言があるもの)」に改める。

- 国庫送金編 窓口3 2. (2) ニ. の注意事項(右ページ)①1. の表中「個人番号カード」を「個人番号カード、特定在留カード(表面に「個人番号カード」および「在留カード」の文言があるもの)、特定特別永住者証明書(表面に「個人番号カード」および「特別永住者証明書」の文言があるもの)」に改める。

「日本銀行代理店政府有価証券事務取扱手続」中一部改正

- 窓口3 2.(1)イ.(イ)の注意事項(右ページ)③の表中「個人番号カード」を「個人番号カード、特定在留カード(表面に「個人番号カード」および「在留カード」の文言があるもの)、特定特別永住者証明書(表面に「個人番号カード」および「特別永住者証明書」の文言があるもの)」に改める。

- 窓口3 2.(1)ロ.(イ)の注意事項(右ページ)②の表中「個人番号カード」を「個人番号カード、特定在留カード(表面に「個人番号カード」および「在留カード」の文言があるもの)、特定特別永住者証明書(表面に「個人番号カード」および「特別永住者証明書」の文言があるもの)」に改める。

- 窓口3 2.(2)イ.の注意事項(右ページ)④の表中「個人番号カード」を「個人番号カード、特定在留カード(表面に「個人番号カード」および「在留カード」の文言があるもの)、特定特別永住者証明書(表面に「個人番号カード」および「特別永住者証明書」の文言があるもの)」に改める。